

「保護管理」(Wildlife Management)カモシカ問題

ニホンカモシカの有害駆除にあたる個体数の管理は文化庁・環境庁・林野庁の3庁合意をもとに行われていた。

カモシカの保護及び被害対策について（三庁合意）

昭和54年(1979)8月31日
環境庁
文化庁
林野庁

- 環境庁、文化庁及び林野庁は、これまでカモシカによる造林木被害等（以下「被害」という。）に対処し、必要な当面の措置を講ずるとともに対策樹立のための諸調査を実施してきたところであるが、カモシカの生息状況、被害の状況等を踏まえ、今後、カモシカの保護と被害の防止との両立を図るため以下の方針等により対処するものとする。
1. カモシカについては、その生息状況、被害の状況、森林施業に関する計画等を勘案しつつ、その安定的維持繁殖を図るため、地域を限って天然記念物に指定し保護する方向で対処するものとし、これに至る三庁合意による措置として、カモシカの生息している地域を順次区分の上、保護地域を計画的かつ可及的すみやかに設けるものとする。
 2. 保護地域内においては、原則としてカモシカの捕獲は認めないものとする。保護地域内でのカモシカの保護及び被害防止対策の徹底を図るため、管理機関を定め、保護地域の範囲の周知・明確化、地域内の管理計画の策定、保護と被害防止対策の実施等の推進に努めるものとする。また、保護地域内での森林施業については、カモシカの保護に配慮しつつ、森林施業に関する計画に基づいて実施するものとする。
 3. 保護地域設定に当たって区分した地方における保護地域以外の地域においては、被害防止に努めるとともに、被害の状況等に応じ、公的機関が麻酔銃の使用等有効適切な方法により行うカモシカの個体数調整を認めるものとする。
 4. カモシカによる被害の補填については、被害防止対策の充実とあいまって、現行制度、施策の適切な運用により対処するものとする。

カモシカ保護地域の位置図

○設定が終了した地域

- | | |
|---------------|--------------|
| ①下北半島地域 | (昭和66年3月設定) |
| ②北奥羽山岳地域 | (昭和69年2月設定) |
| ③北上山地地域 | (昭和67年7月設定) |
| ④神楽野山岳地域 | (昭和69年11月設定) |
| ⑤四日・沢雲山岳地域 | (昭和60年8月設定) |
| ⑥越後・日光・三国山岳地域 | (昭和69年8月設定) |
| ⑦関東山地地域 | (昭和69年11月設定) |
| ⑧南アルプス地域 | (昭和65年2月設定) |
| ⑨北アルプス地域 | (昭和64年11月設定) |
| ⑩白山地域 | (昭和67年2月設定) |
| ⑪越前山地地域 | (昭和68年9月設定) |
| ⑫伊吹・尾長山地地域 | (昭和61年9月設定) |
| ⑬尾山山地地域 | (平成元年7月設定) |

現在準備中の地域

- | |
|---------|
| ⑭国司山地地域 |
| ⑮九州山地地域 |



カモシカについては、その生息状況、被害の状況、森林施業に関する計画等を勘案しつつ、その安定的維持繁殖を図るため、地域を限って天然記念物に指定し保護する方向で対処するものとし、これに至る三庁（環境庁、文化庁、林野庁）合意による措置として、カモシカの生息している地域を順次区分の上、保護地域を計画的かつ可及的すみやかに設けるものとする。

委託業務、海外赴任、万博問題



南西諸島における野生生物の種の保存に不可欠な諸条件に関する研究

文献調査、奄美大島、沖縄島、西表島、まとめ

WWFインターナショナル 南太平洋プログラム(シドニー赴任)

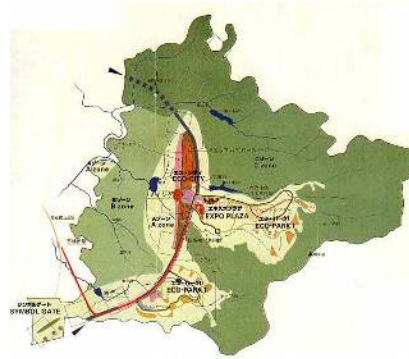
ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、トンガ

国際博覧会は、国際博覧会条約(BIE条約)に基づいて行われる複数の国が参加する博覧会であり、万国博覧会とも呼ばれ、略称は国際博、万国博、万博など言われている。

国際博覧会という出来事の全体像

- ✓開催の提案・発案【1988年頃】
- ✓基本的なプランづくり【1989～1995年】、予定地の選定【1990年】
- ✓政府の承認(閣議了解)(=国家イベント化)【1995年12月】
- ✓開催の国際的承認(他候補地との招致競争、国際機関(BIE)の承認)【1995～1997年】
- ✓会場計画の検討・決定、開催の閣議決定、BIEへの登録【1998～2001年】
- ✓会場建設、参加国・機関の募集、展示物の政策【2001～2005年】
- ✓開催【2005年】
- ✓事後処理・決算、跡地利用の決定【2005年～】

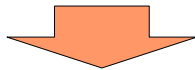
(注)【】は、愛知万博におけるおおよその時期を示す。



万博が成功する3条件



- 1) 主要な空港から30分以内で到着できる会場。
- 2) 環境問題がない場所、または、環境問題が解決されていること。
- 3) 開催に必要な十分な予算があること。



- 1) 海上の森の会場は、中部国際空港から万博記念公園まで2時間20分かかる。
- 2) 海上の森は、希少種が生息、生育する里山であり開発すべきではない。
- 3) 新住宅市街地整備事業が頓挫。十分な予算が不足。

海上の森開発の根拠



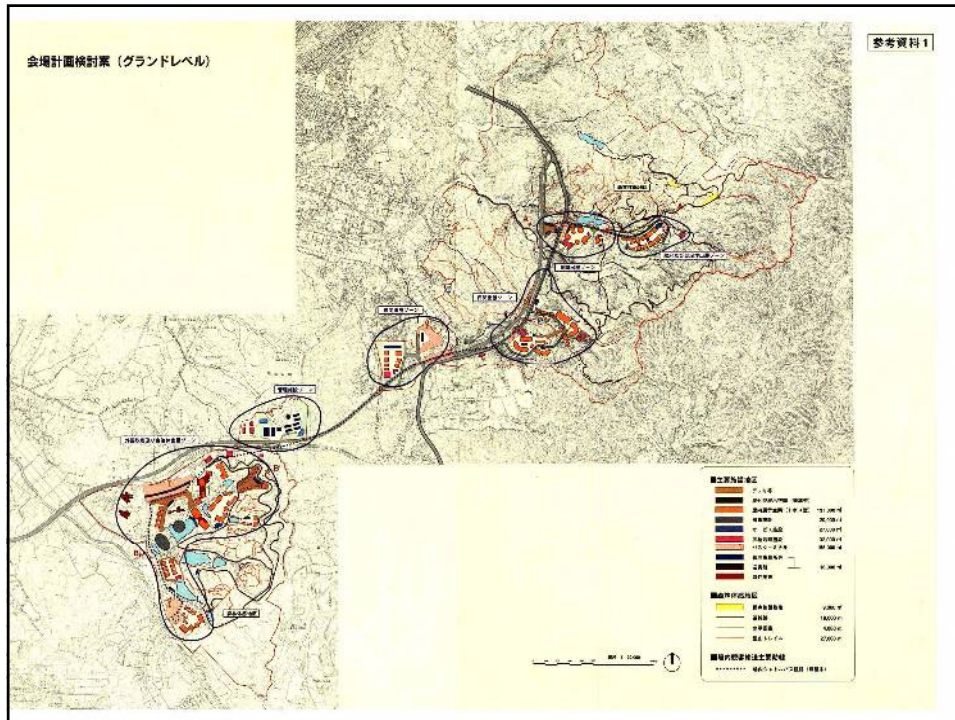
- 愛知学園都市構想(東海地域研究学園都市構想)
- 新住宅市街地開発法(昭和38年7月11日法律第134四号)に基づく「新住宅市街地開発事業」を計画。6000人が住む住宅建設を計画。
- 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画:1ha当たり80人から300人を基準としておおむね六千人からおおむね一万人までが居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。
- 住宅開発の為に土地を造成、万博会場に土地を貸し出し、終了後、住宅開発。

「4月18日、20日及び28日の意見交換会の合意事項」

2000年4月28日

世界自然保護基金日本委員会
日本自然保護協会
日本野鳥の会
2005年日本国際博覧会協会
愛知県国際博覧会推進局
通商産業省商務流通グループ

- ①会議の名称は、「愛知万博検討会議(海上地区を中心として)」とし、市民参加による合意形成を図るものとする。
- ②委員については、地元関係者、自然保護団体、有識者等のバランスに配慮しつつ、愛知万博のあり方に対する明確なビジョンをもった人を選ぶ。博覧会協会は、事務局を努める。
- ③会議の場を万博のプロセスにきちんと位置づけ、段階的に合意形成を図る。
- ④第一段階の会議の場における議論の重点は、博覧会における海上地区の位置づけに置く。ただし、議論の対象範囲は、青少年公園等他の地区についてや、博覧会の内容、海上の森の保全・活用に関する考え方にも及ぶものとする。
- ⑤会議の場においては、情報の共有を図りつつ、複数の案について比較検討を行う。
- ⑥会議の場および配布資料は、公開とする。この他、広く意見を聞くなど、コンセンサスの形成を図る。
- ⑦早期の登録を目指しつつ、徹底した議論を行う。なお、この合意事項の実施に当たっては、地元の理解を得るよう周知等に努めるものとする。



“自然の叡智”がテーマ、21世紀初の万博開催

“自然の叡智”をテーマとし、121カ国4国際機関が参加した愛・地球博(2005年日本国際博覧会)。会期中の185日間に2200万人が来場。





- 国家事業が！中止になりかけた。
- 市民参加、情報公開、合意形成の前例。
- 透明性の前例：資料も議論も全て公開で進められた。
- 環境への影響が最小限に縮小された。
- 海上の森は、「あいち海上の森条例」で保全され、海上の森の一部を、既存の県条例に基づく「自然環境保全地域」に指定。
- 100億円の基金が残された。
- 博覧会の概念が変わった。

オーフス条約って何？

正式名称「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約」



1. 環境に関する情報へのアクセス権、
 2. 意思決定における市民参加、
 3. 環境問題に関する司法へのアクセス権、
- についての国際的な最低基準を定めた国際条約です。



- ▶ 「開発と環境に関するリオ宣言」第10原則「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われる」市民参加の重要性を明記
- ▶ 市民参加が制度上位置付けられていない。実効性ある参加ができない。
- ▶ 公共事業によって市民の権利が侵害される場合に訴えても「門前払い」される。
- ▶ 団体間での情報やノウハウの蓄積や共有も進んでいない。
- ▶ 政策形成過程への市民参加を実効性あるものにするために：市民が事前に行政などと対等に情報を手にしている必要があり、情報公開制度が欠かせない。
- ▶ 環境への影響、市民の権利が侵害される、またはされそうな状態に至った場合、裁判などの司法手続きを利用できる権利が保障される必要がある。
- ◆ オーフス条約は、市民参加を求める国際的な理念を具体化するために、1998年6月にデンマークのオーフス市で行われた国連欧州経済委員会 (UNECE) で採択され、2001年10月に発効。
- ◆ 2005年5月現在で、署名国40ヶ国、締約国36ヶ国 <日本は未加盟>

野生生物保護基本法から生物多様性基本法へ



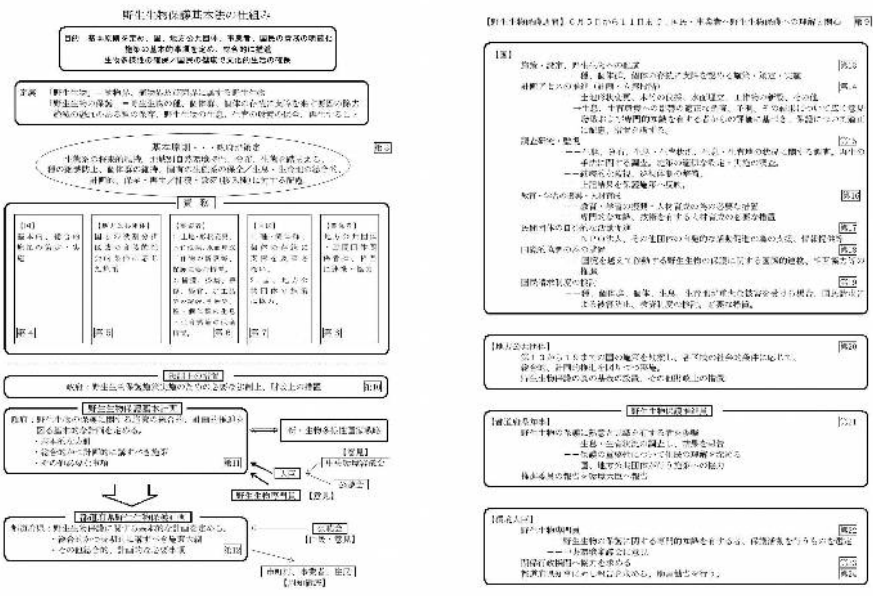
鳥獣保護法や種の保存法では、野生生物は守れない！

各法令における野生生物の対象範囲について

五界説	生物多様性			農林水産業					人の健康	その他	生態系被害
	野生生物基本法	種の保存法	鳥獣保護法	植物防疫法	家畜伝染病予防法	水産資源保護法	森林病虫害防除法	林業種苗法	感染症予防法	動物愛護法	特定外来生物法
動物界	哺乳類 (241種) 鳥類 (700) 爬虫類 (97) 両生類 (64) 魚類 (3,650) 昆虫類 (30,200) その他 (25,324)	哺乳類 (241種) 鳥類 (700) 爬虫類 (97) 両生類 (64) 魚類 (3,650) 昆虫類 (30,200) その他 (25,324)	哺乳類 (241種) 鳥類 (700) 爬虫類 (97) 両生類 (64) 魚類 (3,650) 昆虫類 (30,200) その他 (25,324)								
植物界	藻類菌類 (15,900)	藻類菌類 (15,900)									
菌界	藻類菌類 (15,900)										
原生動物界											
ヒト											
備考		種の法その一部のある種(2693種)の一部のみ(対象(種目記載種の2%)	一部の野生哺乳類を除く(狩猟鳥獣・非狩猟鳥獣(有害鳥獣)を除く)	農作物害虫のみ	家畜のみ	水産資源のみ	林業害虫のみ	害虫	感染症指定種のみ	占有・所有状態の動物	一部約80種の特定外来生物のみ対象

野生生物保護法制定までの全国ネットワーク対話

2002~2003年(平成15年)6月<第6次素案>



野生生物保護基本法案（第6次素案）振り分け（案）

生物多様性保全基本法（仮移）に反映

個別の実施法に移行

＜前文＞

生物多様性保全基本法（仮移）第1条第1項第2号の「生物多様性の保全」に「野生生物の保護」を加えることとする。

＜総則＞

※生物多様性条約の前文の記述を加味

※生物多様性の保全をメインに書き換え

※実施法に移行している部分あり

※詳細な部分は別実施法に移行

＜追加項目（仮）＞

※記述をリム化する注生物多様性の保全をメインに書き換え

生物多様性保全基本法（仮移）第1条第1項第2号の「生物多様性の保全」に「野生生物の保護」を加えることとする。

生物多様性保全基本法（仮移）に反映

個別の実施法に移行

＜基本的施策＞

生物多様性保全基本法（仮移）第1条第1項第2号の「生物多様性の保全」に「野生生物の保護」を加えることとする。

＜及んで＞

第十四 事業の計画段階における環境影響評価の推進

国は、土地の形状の変更、木竹の伐採、水面の埋立て、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業に関する計画その他これに類するものの立案の段階において、あらかじめその事業に係る野生生物の生息又は生育の環境への影響について自ら適正に調査又は予測をし、その調査又は予測の結果について、広く一般の意見を聴いた上で、野生生物の保護に関し専門的知識を有する者による評価を受け、その評価の結果に基づき、その事業に係る野生生物の保護について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2003年～2007年



基本法は衆議院、個別法は衆参議院 (佐藤議員からの助言)

〈自民党・各環境部会長へのアプローチ〉

- ・ 2003年(自然再生法): 稲葉大和議員
- ・ 2004年(動愛法改正): 水野賢一議員
- ・ 2005年(外来生物法): 河野太郎議員
- ・ 2006年(鳥獣法改正): 谷津義男議員

※自民党(与党)は、着手せず。

Manifesto



2007年夏 参議院選用

<http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2007/>

4 環境

1. 基本法は「野生生物保護基本法」を制定

環境保護の要諦は、国内のみならず国際的な視野から捉えるべきである。自然環境の保全は、人類の生存と発展の基盤であり、地球環境の持続可能性を確保する上で重要な役割を果たしている。野生生物の保護は、生態系の健全性を維持し、生物多様性を保全するための重要な手段である。本党は、2007年夏の参議院選挙に際して、基本法として「野生生物保護基本法」を制定することを公約する。この法律は、野生生物の保護に関する基本的な計画(5カ年計画)の策定、生物多様性(野生生物)の保全体制の整備、環境影響評価の義務化、生物多様性に関する教育等の充実、国民への啓蒙、積極的広報、省庁間の連携、法制上及び財政上の措置、国民等の参加を定めます。

2. 環境影響評価の義務化

環境影響評価は、開発行為が環境に与える影響を事前に予測・評価し、その影響を回避・低減するための重要な手段である。本党は、環境影響評価の義務化を推進し、開発行為が環境に与える影響を事前に把握し、適切な対策を講ずることを目指す。特に、大規模な開発行為については、環境影響評価の実施を義務付け、その結果を公表し、国民の参加を促す。また、環境影響評価の実施状況を定期的に報告し、その進捗を監視する。

3. 生物多様性の保全

近年、絶滅危惧種の増加、農作物などに影響を及ぼす野生生物の保護管理対策、外来生物対策など、生物多様性の保全について、複雑な問題が山積しています。民主党は「ヒトと野生生物との共生」をめざしており、環境基本法の理念を生かし、「野生生物保護基本法」(仮称)を制定します。具体的には、①野生生物の保護に関する基本的な計画(5カ年計画)の策定、②生物多様性(野生生物)の保全体制の整備、③環境影響評価の義務化、④生物多様性に関する教育等の充実、⑤国民への啓蒙、積極的広報、⑥省庁間の連携、⑦法制上及び財政上の措置、⑧国民等の参加を定めます。

3. 生物多様性の保全

近年、絶滅危惧種の増加、農作物などに影響を及ぼす野生生物の保護管理対策、外来生物対策など、生物多様性の保全について、複雑な問題が山積しています。民主党は「ヒトと野生生物との共生」をめざしており、環境基本法の理念を生かし、「野生生物保護基本法」(仮称)を制定します。具体的には、①野生生物の保護に関する基本的な計画(5カ年計画)の策定、②生物多様性(野生生物)の保全体制の整備、③環境影響評価の義務化、④生物多様性に関する教育等の充実、⑤国民への啓蒙、積極的広報、⑥省庁間の連携、⑦法制上及び財政上の措置、⑧国民等の参加を定めます。

さらに、豊かな生態系を育む自然環境を国際的に保護するための基金等への拠出を推進し、生物多様性に関する国際的な調査研究をNGOと協力しながら積極的に支援します。

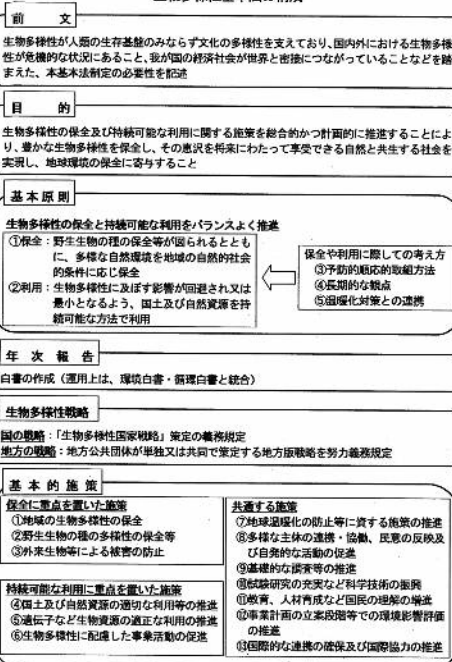
生物多様性基本法とは



(目的) 第一条

- この法律は、**環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり**、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性基本法の構成



条付則2条:生物多様性の保全等に関する法制の整備等



<民>(生物多様性の保全等に関する法制の整備等)

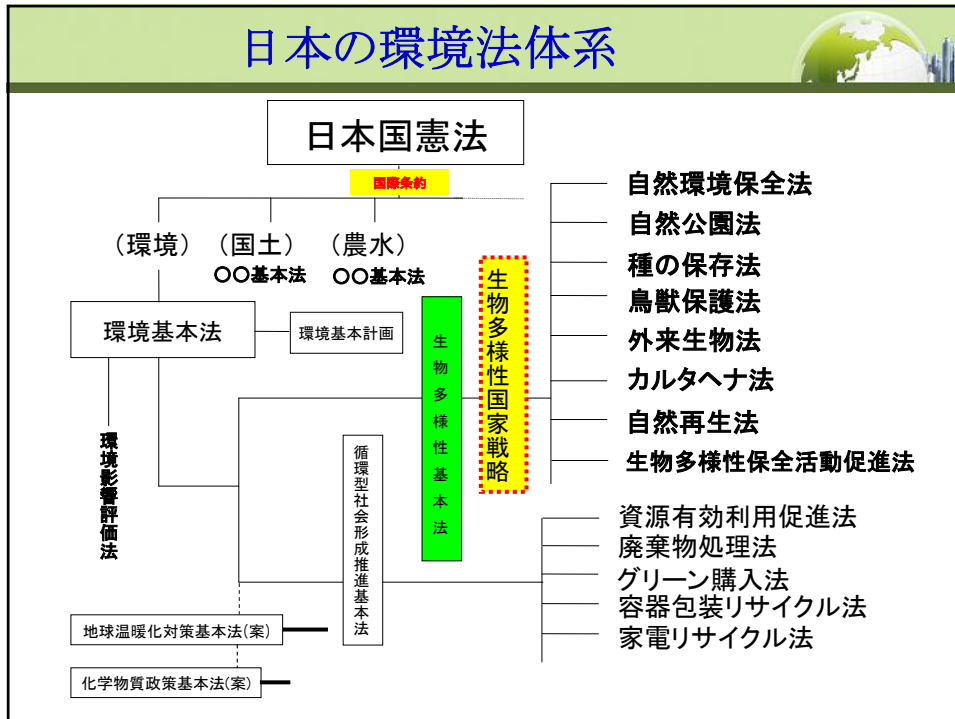
第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、この法律の**施行後速やかに**、野生動物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の再生及び保全その他の生物多様性の保全等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて**法制の整備**その他の必要な措置を講ずるものとする。

<自>ナシ

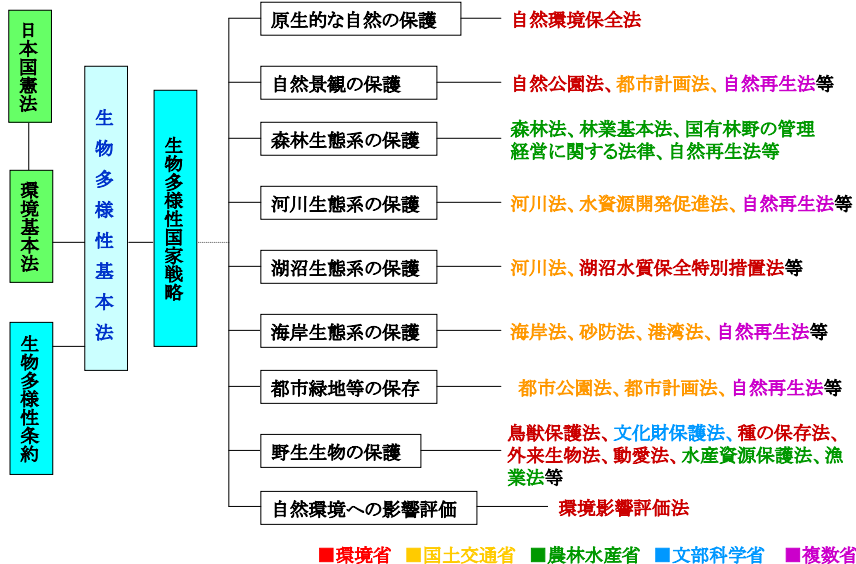
(生物多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、**野生動物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の再生及び保全その他の生物多様性の保全等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

日本の環境法体系



自然保護に関する法体系



畠山武道「自然保護法講義」2001を一部改変

人生の3大チャレンジ



- ・ 愛知万博
- ・ 生物多様性基本法
- ・ 自然系国際会議、誘致開催

1. 自然保護の本質を残す
2. 高齢化(多死社会)に向けた自然保護
3. ロビーストの育成(国・地方)

堀越啓仁衆議院議員=自称自然系国会議員

定款、第7章(解散)

第26条 2 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由および政治家が環境問題を語らないと票が入らない社会が実現されたら解散する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の体質をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。

2020年までに 2020年までに

Public Private Action for Partnership!!
SDGsを通じて、豊かで活力ある未来を創る

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html



mont-bell

モンベルは、人と人と、人と自然との関係を大切にする会社です。

モンベル 7つのミッション

1. 自然環境保全意識の向上
2. 野外活動を通じて子供たちの生きる力を育む
3. **健康寿命の増進**
4. 自然災害への対応力
5. エコツアー리즘を通じた地域経済活性化
6. 一次産業（農林水産業）への支援
7. **高齢者・障害者のバリアフリー実現**

2025年の経営目標は、モンベルはアウトドア市場が「成長・成熟」段階に入ると見込み、引き続き新規市場の開拓と既存市場での成長を推進し、売上の拡大を図ります。

自然環境保全意識の向上

自然環境保全意識の向上を通じて、自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

野外活動を通じて子供たちの生きる力を育む

子供たちの野外活動を通じて、自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

健康寿命の増進

自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

自然災害への対応力

自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

エコツアー리즘を通じた地域経済活性化

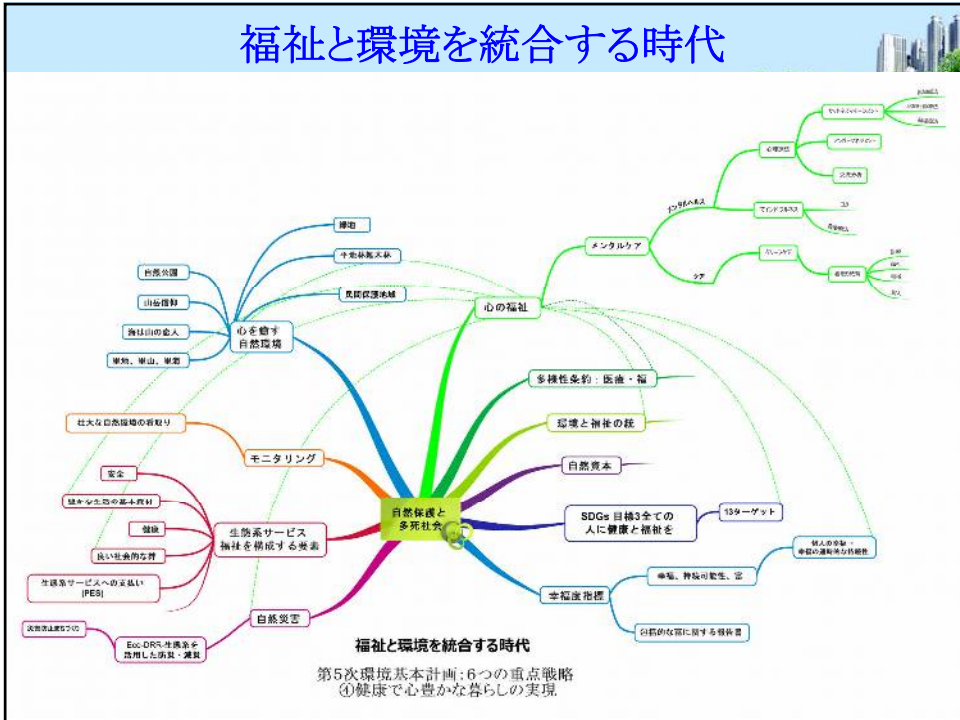
自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

一次産業（農林水産業）への支援

自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

高齢者・障害者のバリアフリー実現

自然環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。



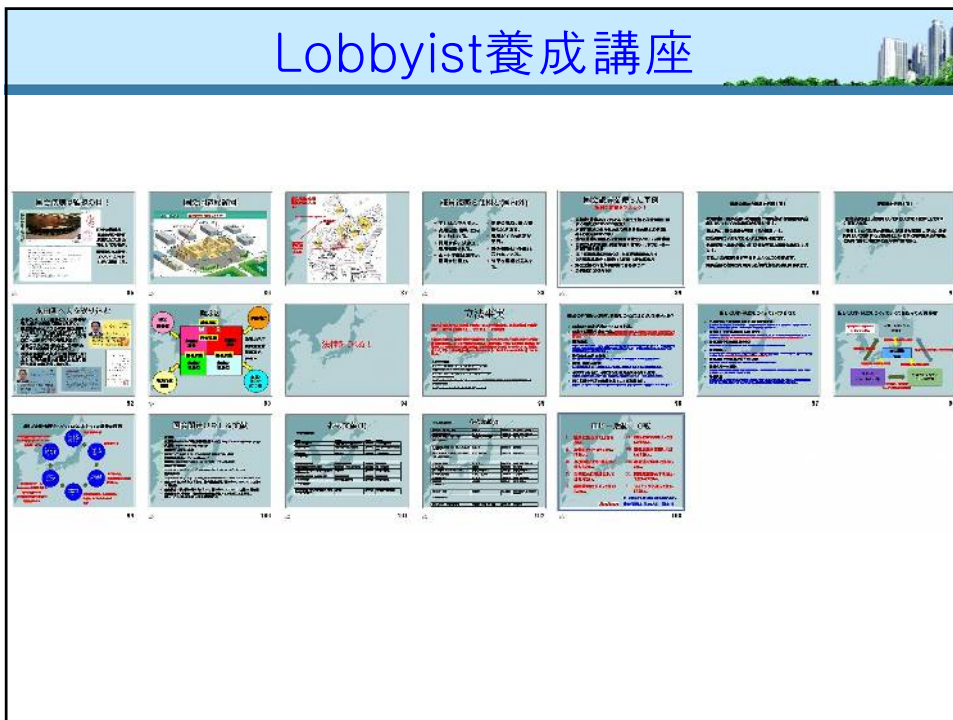
課題

持続可能で健全な社会を作るには、健康で文化的で自然が豊かな環境が重要になる。その社会を支えるのは人である。地域循環共生圏の要となる人の心のケアが行き届いていれば、健全な社会成り立つ。

Lobbyist養成講座

The image displays a grid of 28 numbered thumbnail images, likely representing slides from a presentation titled "Lobbyist Training Course". The thumbnails contain various diagrams, text, and charts related to lobbying and community development. The thumbnails are arranged in a grid with 4 rows and 7 columns, with the last cell empty. The thumbnails contain various diagrams, text, and charts related to lobbying and community development. The thumbnails are arranged in a grid with 4 rows and 7 columns, with the last cell empty. The thumbnails contain various diagrams, text, and charts related to lobbying and community development.

Lobbyist養成講座



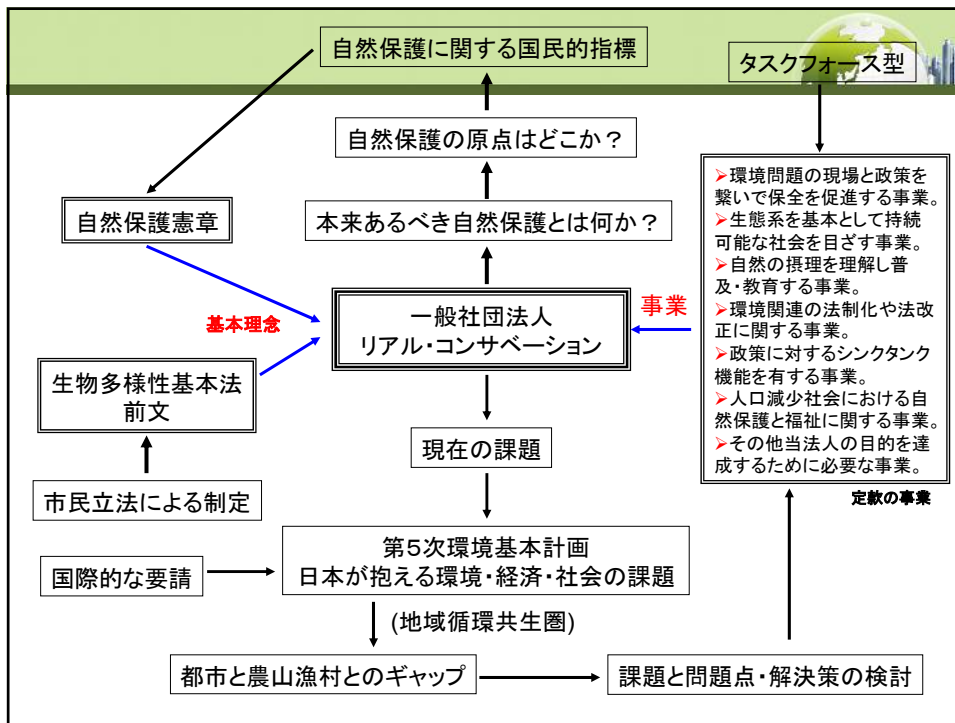
ロビー活動10戒

- I. 議員に使われてはならない。
- II. 政党に色をつけてはいけない。
- III. 与(野)党だけに働きかてはならない。
- IV. 自民党の仁義は忘れてはならない。
- V. 説明資料は多くしてはならない。
- VI. 閣法の中にしてはいけない。
- VII. 附帯決議を無視してはいけない。
- VIII. 調査室を忘れてはならない。
- IX. 質問趣意書の手を抜いてはいけない。
- X. タイミングを逃してはいけない。

注:行政よりも早く動かなければならない。

Action

後は実践あるのみ!!



第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、自然保護憲章制定国民会議によって制定された自然保護憲章(昭和49年6月5日)および生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)制定文を基本理念とし、生態系で考える自然と共生する社会の形成やその他の自然・環境・保全 に貢献し、人々が健康で幸福に暮らすことができる自然や環境を維持・向上させることに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境問題の現場と政策を繋いで保全を促進する事業。
- (2) 生態系を基本として持続可能な社会を旨とする事業。
- (3) 自然の摂理を理解し普及・教育する事業。
- (4) 環境関連の法制化や法改正に関する事業。
- (5) 政策に対するシンクタンク機能を有する事業。
- (6) 人口減少社会における自然保護と福祉に関する事業。
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

RCキーワード



生態系で考える、プラットフォーム、
ボトムアップ、市民運動、自然の摂理、
自然循環共生圏、自然科学、市民立法、
心のケア、福祉と環境、福祉と自然、
自然資本、SDGs、ESG投資、簡易アセス、
野生生物、次世代、世直し